

事 務 連 絡
令和7年11月10日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局検査測度課長
池田 隆之

船舶検査申請書の記載内容についてのお願い

北海道知床沖で発生した遊覧船事故を踏まえ、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する旅客船等に対し、法定無線設備、非常用位置発信装置及び救命いかだ等の搭載義務が適用又は適用される予定です。

このため、船舶所有者における適切な制度理解を促進するとともに、国の確実な船舶検査の執行を図ることを目的として、当面の間、船舶安全法施行規則で規定する「船舶検査申請書」（第4号様式）の備考欄に、別紙のとおり記載例を定めることとしました。

つきましては、船舶検査申請時には記載例に従って情報をご記入いただくよう関係各位への周知方お取り計らいのほどお願い申し上げます。

第 4 号様式 (第 31 条関係)

船舶検査申請書

殿

令和 年 月 日

申請者の氏名又

は名称及び住所

下記の船舶について、.....検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第 31 条第 1 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所					
船 種 及 び 船 名		船舶番号、船舶検査 済票の番号又は漁船 登録番号			
船籍港又は定係港		総 ト ン 数			
船 舶 の 長 さ		用 途			
船 質		国際航海に従事する 船舶であるかどうか の別		船舶安全法第 8 条の 船舶であるかどうか の別	
航 行 区 域 (従 業 制 限)					
最 大 搭 載 人 員		旅 客 人	人 船 員	人 その他の乗船者	人 計
満 載 喫 水 線 の 位 置		無線電信等の施設を 要する船舶であるか どうかの別			
制 限 気 圧		揚貨装置の制限荷重、 制限角度及び制限半 径			
検 査 を 受 け よ う と す る 期 日		検 査 を 受 け よ う と す る 場 所			
備 考		・ 一般不定期航路事業の用に供する船舶 ・ 貨客定期航路事業の用に供する船舶			

(注) (略)